

平成30年5月25日

高松信用金庫

香川県との「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」の締結について

平素より格別のご高配を賜り有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、高松信用金庫（理事長 蓮井 明博）は、平成30年5月24日に香川県と「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

当金庫では、平成30年4月1日に施行された「香川県自転車の安全利用に関する条例」を受け、自転車搭乗中の運転者のケガや、歩行者等にケガを負わせたり、他人の財物を壊してしまった場合の損害賠償責任を補償する保険商品として、平成30年4月2日より「たかしの県民自転車保険」の取扱いを開始しております。

このようななかで、交通安全啓発活動に関する取り組みを、相互に連携、協力して行うため、その基本的な枠組みを定める協定を締結する運びとなったものです。

当金庫は、引き続き様々な金融サービスの提供等を通じ、地域金融機関としての役割を果たしてまいります。

記

1. 協定締結日

平成30年5月24日

2. 協定締結者

香川県知事 浜田 恵造
高松信用金庫 理事長 蓮井 明博

3. 協定の目的

香川県内の交通安全啓発活動に関して、相互に連携及び協力を行うことにより、県民に対し、交通安全に関する広報、啓発をはじめ、交通事故発生時の適切な事後対応などを推進するための取組みを行い、交通事故抑止及び被害者保護を図ることを目的とします。

4. 協定事項の概要

- (1) 交通安全に関する広報、啓発に関すること
- (2) 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知に関すること
- (3) 自転車損害保険等の普及及び啓発に関すること
- (4) その他交通事故抑止に関すること

以 上